

各伝票の見本

一般廃棄物 搬入伝票

4枚つづり

一般廃棄物（廃棄）搬入伝票 D票

一般廃棄物（廃棄）搬入伝票 B票

一般廃棄物（廃棄）搬入伝票 C票

一般廃棄物（廃棄）搬入伝票 A票

産業廃棄物 管理票

〔マニフェスト伝票〕
7枚つづり

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票（通行用）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）B票（廃棄先用）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）C票（廃棄先用）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票（廃棄先用）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票（廃棄先用）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）F票（廃棄先用）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）G票（廃棄先用）

清掃など業者のご紹介、
ご相談やビルピットに関して詳しく
お知りになりたい方へ

汚泥の清掃・収集運搬業者

東京都環境保全協同組合 (03-3538-0422)
(一社)東京環境保全協会 (03-3264-7911)

汚泥の中間処理業者

株式会社 京葉興業 (03-3640-3073)
株式会社 太陽油化 (03-3938-0022)
日興サービス株式会社 (048-421-9431)

二十三区ビルピット汚泥適正処理推進は、以上の5団体で構成されております。

☆業者一覧、ビルピットについて 詳しく
お知りになりたい方は、ホームページを ⇒

<http://www.23bp.jp/>

ビルピットソリューション

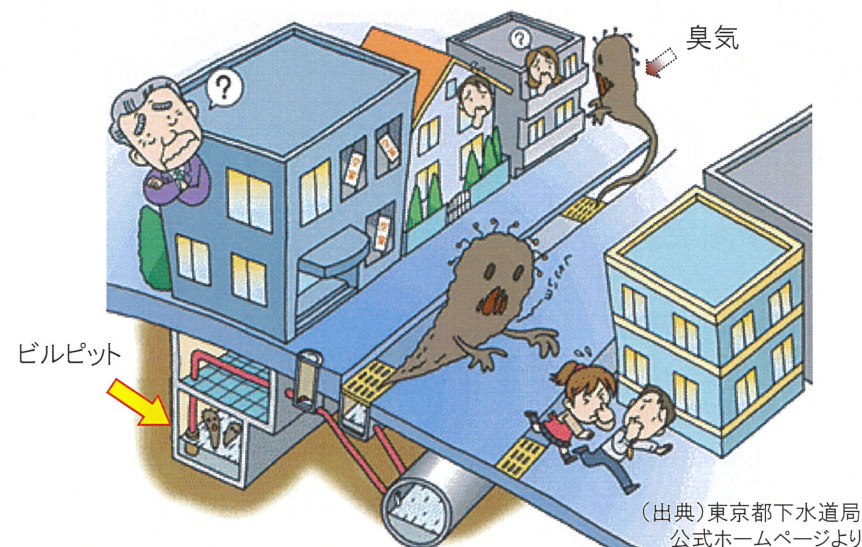


2017.4 改定

東京23区内のビルの所有者・管理者の皆様へ

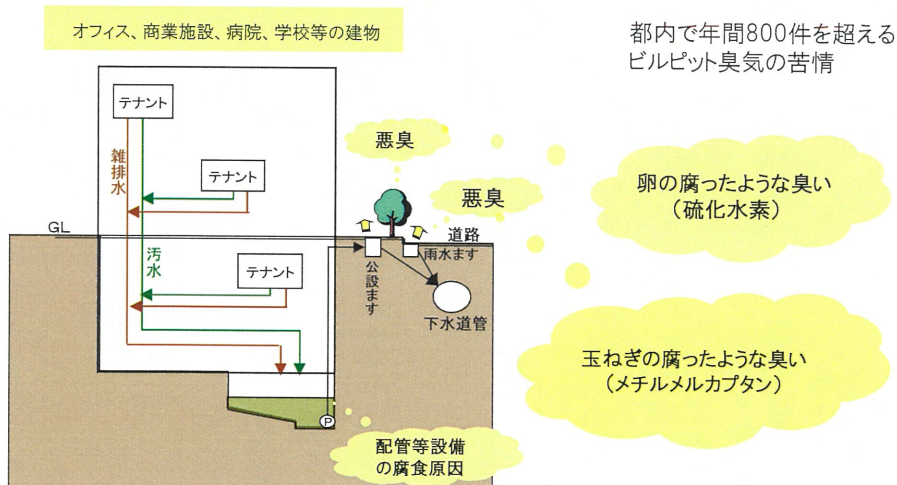
二十三区ビルピット汚泥
適正処理推進協議会

「変なにおいがする」という苦情はありませんか？
それは、ビルピットの清掃と汚泥の処理が、適正に
なされていないからかもしれません。



ビルピットの清掃をきちんと行い、快適な環境を守り、
皆様が所有・管理するビルの資産価値を高めましょう。

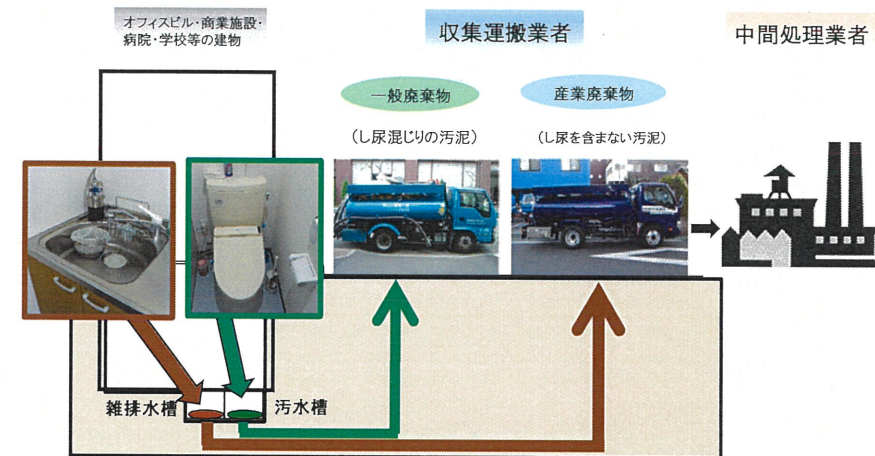
1. ビルピットと臭気の発生



ビルピットとは・・・ビルの地下にあるトイレや厨房は、下水道より下にあるので、そのままでは流せません。ポンプで汲み上げて流しますが、このとき、一時的に排水を貯留する排水槽です。汚水槽・雑排水槽、合併槽などに区分されます。

臭気の発生・・・ポンプの排水時に、汚水等がかき回されて臭気が発生します。

3. ビルピット汚泥の収集運搬・処理



清掃時、発生した汚泥は、廃棄物です！ 廃棄物処理法が適用されます。

☆汚泥の収集運搬・処理契約について

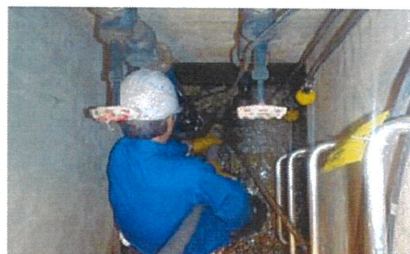
1. 一般廃棄物 所有者・管理者と収集運搬業者の委託契約は、法令上求められておりませんが、紛争予防のため、契約する事が望ましい。
2. 産業廃棄物 所有者・管理者は収集運搬・中間処理業者等と、それぞれ委託契約が必要です。
3. 産業廃棄物の許可のみの業者に、一般廃棄物の収集等を委託するのは**違法**です。

2. ビルピットの維持管理

ビルからの臭気を防止するためには、定期的にビルピット(排水槽)の清掃と点検をすることが**大切**です。

定期的とは！

建築物衛生法……………6ヵ月以内に1回
東京都指導要綱……………4ヵ月以内に1回以上



4. 汚泥のリサイクル

ビルピット汚泥運搬～中間処理～最終処分の流れ

